

庁議の概要

開催日：H18.2.13

◎項目

- 1 高知県国民保護計画（案）について【危機管理担当】
- 2 指定管理者議案継続審査への対応等について【総務部】
- 3 平成18年度当初予算について【総務部】

◎内容

- 1 高知県国民保護計画（案）について【危機管理担当】
危機管理担当理事より概要説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

【説明概要】

（有事法制をめぐる経緯）

- ・平成10年～13年：北朝鮮によるミサイル発射や工作船事件、アメリカ同時多発テロの発生
- ・平成15年：武力攻撃事態対処法など有事関連3法が成立

1年以内に国民の保護のための法制の整備を行う旨の付帯決議

- ・平成16年6月：国民保護法など有事関連7法が成立

（これまでの県の取り組み）

：平成17年

- ・3月：「高知県国民保護協議会条例」及び「高知県国民保護対策本部等条例」公布、施行
- ・5月23日：庁議において、国民保護法の概要等を説明
- ・5月30日：第1回高知県国民保護協議会において、県計画を諮問
- ・～その後、各部局との調整、幹事会での計画素案の協議を経て
- ・10月20日：第2回高知県国民保護協議会において、計画原案の了承
- ・11月～：計画原案についてのパブリックコメントの実施
- ・現在は国と協議中

（今後の予定）

：平成18年

- ・2月14日：高知県国民保護講演会の開催
- ・2月21日：第3回高知県国民保護協議会において、県計画についての答申
- ・3月下旬：県計画を閣議決定（これをもって、県計画決定）
- ・6月下旬：6月県議会定例会で県計画を報告
- ・平成18年度中：市町村及び指定地方公共機関が計画を作成予定。県は、県計画との整合性を図りつつ、作成を支援

（計画（案）の概要）：地域防災計画との相違点を中心に説明

- ・構成は、以下のとおりとなっており、地域防災計画の構成と大きな違いはない。

第1編：総論

第2編：平素からの備えや予防

第3編：武力攻撃事態等への対処

第4編：復旧等

第5編：緊急対処事態（＝テロ）への対処

- ・第1編第1章では、「県の責務」を、「武力攻撃事態等において、県民の協力を得つつ、他の機関と連携

協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。」としている。

- ・第2章には、「国民保護措置に関する基本方針」として、以下の8項目を掲げている。

基本的人権の尊重

県民の権利利益の迅速な救済

県民に対する情報提供

関係機関相互の連携協力の確保

県民の協力

指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置に従事する者等の安全の確保

- ・第3章には、「関係機関の事務又は業務の大綱等」として、国民保護措置についての県、市町村、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関の主な業務を規定している。

- ・第5章には、「県国民保護計画が対象とする事態」を以下のとおり分類して規定している。

(1)武力攻撃事態

着上陸侵攻 ゲリラや特殊部隊による攻撃 弾道ミサイル攻撃 航空攻撃

(2)NBC（=核、生物、科学の英語記載時の頭文字）攻撃

核兵器等 生物兵器 化学兵器

(3)緊急対処事項

< 攻撃対象施設等による分類 >

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

< 攻撃手段による分類 >

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ・第2編第1章には、「組織・体制の整備等」を記載している。県の各部局における平素の業務は、南海地震対策と同じスタンスで整理していきたいと考えており、災害対策本部の配備とほぼ合わせている。「研修及び訓練」では、訓練に当たっての留意事項として、国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるとしており、6月の総合防災訓練で対応したいと考えている。

- ・第4章では、「物資及び資材の備蓄、整備」として、県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定めている。化学防護服、放射線測定装置、安定ヨウ素剤などについて記載している。

- ・第3編では、「武力攻撃事態等への対処」を規定しており、災害時の応急対応と同じである。第2章「県対策本部の設置等」では、県対策本部長（知事）の権限として、

県の区域にかかる国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

等を定めている。

- ・また、第3章「関係機関相互の連携」では、ボランティア団体等の安全性を重視している。

- ・第4章「警報及び避難の指示等」では、知事が市町村長を経由して、住民に対して避難指示を行う旨規

定しており、災害対策法における市町村長が救難指示する旨とは違っている。また、放送事業者である指定地方公共機関は、避難の指示内容をすべて放送しなければならないというのではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする旨定めている。さらに、武力攻撃事態等の類型に応じた避難についても規定している。

- ・第5章「救援」では、救援の内容として、以下の10項目を規定している。

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ・また、「救援の際の物資の売渡し要請等」では、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ講じることができる措置について規定している。

- ・第7章「武力攻撃災害への対処」には、「生活関連等施設の安全確保等」や「危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除」について規定している。また、別表では、危険物質等の種類及び知事が命ずることができる措置一覧も定めている。

- ・さらに、「武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害の対処等」も規定している。本県には原子力発電所は所在しないが、近隣県に所在することから、近隣県の原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合の措置について、以下5項目を定めている。

原子力発電所の所在する近隣県との連携の確保

放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する情報及び公示等

安定ヨウ素剤の配布

食料品等による被ばくの防止

要員の安全の確保

- ・第9章「保健衛生の確保その他の措置」には、文化財の保護の視点も含まれている。

- ・第10章「国民生活の安定に関する措置」には、避難住民等の生活の安定として、

被災児童生徒等に対する教育

公的徴収金の減免等

就労状況の把握と雇用の確保

生活再建資金の融資等

を講じる旨、規定している。

- ・第12章では「赤十字標章等及び特殊標章等の公布及び管理」について規定しており、特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）は、国民保護関係者、保護のために使用される場所等に掲げることになっている。

- ・第4編は「復旧等」として、第1章「応急の復旧」、第2章「武力攻撃災害の復旧」、第3章「国民保護措置に要した費用の支弁等」を規定しており、武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備される、県が国民保護措置の実施に要した費用につい

ては、原則として国が負担することとされている旨等が定められている。

- ・第5編「緊急処理事態への対処」には、緊急処理事態への対処は、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う旨と緊急処理事態における警報の通知及び伝達の方法を規定している。

【主な意見】

- ・都道府県による違いはあるのか。
武力攻撃原子力災害については、規定していない都道府県もあるが、基本的な考え方は同じである。
- ・地域防災計画と同じ考え方で整理してよいか。
地域防災計画では、救援は市町村の役割であるが、国民保護計画では、県の役割になっている点が大きな違い。市町村計画作成時にきちんと整理したい。
- ・3月にこの計画が機能し始めたら、訓練や庁内の体制等、現実には違うことがあるのか。
- ・緊急時に、国 都道府県 市町村 住民という縦の命令系統で機能するのか。
国からの警報が、衛星で都道府県、市町村へ直接流れるような連絡体制を構築することになっている。地震等の対応と同じ考え。
- ・自然災害が発生した時と対応の仕方等で大きな違いがあるのか。あれば、各部局に伝えておいた方がよい。
地域防災計画は、昭和30年代に作成されたものに改正、改正を加えたもので、抜けていることも多い。ゼロから作成した国民保護計画をお手本にして地域防災計画を振り返ることも必要だと思っている。
- ・本復旧になるまでは誰が対応するのか。管理者なのか、自衛隊なのか。
基本的に管理者が行うが、手が回らなければ自衛隊になるだろう。国の法定受託事務であり、経費は国の負担。

2 指定管理者議案継続審査への対応等について【総務部】

総務部より概要説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

【説明概要】

- ・平成17年12月議会における指定管理者議案のうち、県幹部職員が役員を務める団体を指定しようとする8施設の議案が継続審議になっていた。
- ・12月議会終了後から1月中旬にかけて、8施設を所管する部局と総務部で話し合いを行ってきた。
- ・平成18年1月20日には、今後の対応について、自民党から文書で提言をいただいた。
- ・2月14日、15日の2日間、各会派に対し、対応方針を説明することとしている。
- ・2月議会にも同様の案件が十数件あがってくることから、継続審議分と合わせて2月議会で審議をお願いすることにした。
- ・今後の対応としては、指定管理者を公募し、選定するに当たっては、より公平性・透明性を高める観点から、以下のような対応をしたい。

知事等が役員を務める団体の除外

知事等は、県議会議員、知事、副知事、出納長、委員会委員等である。

指定管理者を直指定する場合は、その理由を明確にした上で知事等が役員を務める団体を指定する場合がある。

選定委員会からの県職員の除外

民間委員のみで審査委員会を構成する。

情報公開の推進

指定管理者制度運用指針の作成

- ・17年12月議会で継続審査となった8施設の関係団体については、今後、以下の考え方に沿って対応する。
 県職員が団体の事業運営や意思決定等に影響を及ぼす立場にある役員（理事長、専務理事等）に就任している場合は、原則として当該役員を辞任する。
 部局長等がその他の役員（理事等）に就任している場合も、可能な限り辞任する。しかし、県が当該団体を設立（出資）した目的に沿った事業運営を行うためには、県職員が役員として一定の関与をすることが必要なものもある。
- ・次回指定の際の、知事が理事長を務める団体の取扱いについては以下のとおり考えている。
 高知県牧野記念財団：牧野植物園の管理については、同財団への直指定を予定
 高知県観光コンベンション協会：公募する際は、同財団を除外する。
 高知県文化財団：公募する際は、同財団を除外する。
- ・指定管理者制度運用指針については、すでに策定している都道府県もあることから、今後関係部局の意見を聞きながら内容を固めていきたい。
- ・2月議会では、こうした対応方針にのっとり、所管する施設の説明をお願いしたい。

【主な意見】

- ・地方自治法改正前に、「公共もしくは公共的な団体に委託することができる」という規定に基づいて委託している団体には、県が主導して設立した団体も多い。指定管理者から外れる場合には、特に、プロパー職員に対して雇用の面での補償等、責任が発生するのではないかと懸念する。
 法律上は問題ないだろうが、道義的な責任はあるかもしれない。今後整理する。
- ・（知事等が役員を務める団体の除外の項で、知事等に含まれる）委員会委員とは具体的に何を指すのか。地方自治法に規定する行政委員会、教育委員会、人事委員会、監査委員会等がこれにあたる。
- ・利害関係のない委員会の委員が役員を務める団体まで除外するのか。大きな制約になりはしないか。
- ・2月議会で審議する団体は、この方針に基づいて考え方が整理されているのか。
 整理されている。しかし、既に着手していた案件までは遡及していない。議会にもその点は了解していただきたいと考えている。
- ・選定委員会を民間委員だけにお願いするのはどうか。県職員の専門知識も必要ではないか。
 審査員の人選に注意を払う必要があるだろう。
 審査ポイントは県側で提示するので、あまり心配しなくてもよいのではないか。
- ・継続審査分、新規分を併せて整理し、考え方を示してはどうか。
- ・指定管理者制度運用指針の構成及び内容（素案）にある「個別設置管理条例」の整備とはどういうことか。
 都道府県によっては、総則条例を作って対応しているところもあるが、本県は施設個別の設置条例で対応するということである。
- ・指定管理者の対象となる団体として、「県内に事業所又は営業所を有する団体」と限定しているが、問題はないのか。
 指定行為は行政処分なのでクリアできる。
- ・指定管理者の審査基準に、「質」が含まれていないが、よいのか。
 「施設の効用の最大限の発揮」という基準に含まれている。
- ・指定管理者制度運用指針の構成及び内容（素案）については、各部局と十分議論ができていないので、説明する際は、このようなものを考えているという程度のニュアンスで説明するべきである。
- ・指定管理者の公募にあたっては、土木事務所管内等の地域性を考慮してもよいのか。
 指定管理者制度運用指針の内容については、今後議論していく。

- ・指定管理者制度運用指針の構成及び内容（素案）については、別に説明した方がよいのではないか。
- ・関係部局間の意思統一を。また、各部局が不安な点等を集約してすり合わせることも必要では。

3 平成 18 年度当初予算について【総務部】

総務部より概要説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

【説明概要】

- ・財源対策の必要額は、12 月初旬の段階で約 155 億円で、1 月 23 日の段階で約 208 億円であったが、2 月 10 日現在、約 156 億円まで回復した。
- ・その理由は、約 300 億円の起債の借り換えによって、約 50 億円弱圧縮したためであって、単なる先送り。余裕ができた訳ではない。実質は 200 億円程度の財源不足である。
- ・これからしばらく、予算規模は縮小するのに県債残高は減らないという状態が続くと思われる。
- ・本県の予算規模と歳入内訳の推移を見ると、地方交付税は 11 年の 2,111 億円から、18 年には 1,695 億円に減少。一方、臨時財政対策債も、15 年の 456 億円から、18 年には 227 億円へと半減している。
- ・国は、臨時財政対策債を将来的には 0 にする考えであり、地方譲与税も 19 年度には減少するため、今後厳しい状況が続くだろう。
- ・歳出構造を見ると、経常的経費の中でも特に義務的経費の割合が増大し、投資的経費にしわ寄せが来ている。
- ・18 年度の基金残高は 246 億円であるが、退職手当基金を 60 億円すべて取り崩しているため、実質は 186 億円。これから退職者が増えるのに基金残高は 0 という事態に陥っている。
- ・19 年度からは、毎年 200 億円規模の財源不足が見込まれている。行政改革プランにある、100 億円の人件費削減を呑み込んだ数字。
- ・今後も綱渡りの財政運営を余儀なくされるため、裁量予算のさらなる圧縮をお願いしたい。